

東京弁護士会人権賞歴代受賞者一覧

(敬称略)

年度	回	受賞者
1986	1	幼い難民を考える会 春陽会 尾崎 陸 (弁護士) 越山 康 (弁護士)
1987	2	日本国際ボランティアセンター(JVC) 兼松 左知子 渡辺 良夫 (弁護士)
1988	3	シャプラニール=市民による海外協力の会 鈴木 則子と中国帰国者の会 八杉 晴実 (学習塾経営)
1989	4	故・久保田 洋 (国連人権担当官 1989年ナミビアにて殉職) 広岡 知彦 ((財)青少年と共に歩む会常務理事) 女性の家 HELP(日本キリスト教婦人矯風会)
1990	5	北浦 雅子 (全国重症心身障害児(者)を守る会代表) 野村 かつ子 (海外市民活動情報センター代表) 社会福祉法人 基督教児童福祉会・国際精神里親運動部
1991	6	後藤 昌次郎 (弁護士) 在日韓国人問題研究所
1992	7	高橋 實/高橋 次子 戸塚 悦朗 (弁護士) アジア女子労働者交流センター
1993	8	高野 雅夫 故・梶原 和夫 (弁護士 1992年逝去)
1994	9	ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY 近藤 恒夫
1995	10	パレスチナ子どものキャンペーン マリエッタ吉田
1996	11	豊田 誠 (弁護士) すべての外国人に医療保障を!連絡会
1997	12	平沢 保治
1998	13	石川 左門 野沢 克哉 (東京都職員)
1999	14	AMDA国際医療情報センター 全国市民オンブズマン連絡会議
2000	15	三輪 照峰 (地福寺住職「世界ハンセン病友の会」代表) 特定非営利活動法人「アジア友好の家(FAH)」(The Friendly Asians Home)
2001	16	故・小笠原 登 (1970年逝去) 小山 道夫 (ベトナムの「子どもの家」を支える会 ベトナム事務所長)
2002	17	故・阿波根 昌鴻(2002年逝去) NPO法人 監獄人権センター 水谷 修
2003	18	KAPATIRAN(カパティラン) 田中 宏 NPO法人 日本子孫基金(現:NPO法人 食品と暮らしの安全基金)
2004	19	世界の子どもと手をつなぐ学生の会 大気汚染測定運動東京連絡会
2005	20	特定非営利活動法人 難民支援協会 横浜事件第三次再審請求弁護団
2006	21	救援連絡センター 特定非営利活動法人JFCネットワーク 大谷 藤郎

年度	回	受賞者
2007	22	特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会
2008	23	カネミ油症被害者支援センター 特定非営利活動法人 北朝鮮難民救援基金
2009	24	特定非営利活動法人 山友会 西 順司 一般社団法人 日本いのちの電話連盟
2010	25	牛久入収容所問題を考える会 有限会社ビッグイシュー日本
2011	26	社会福祉法人カリヨン子どもセンター 布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会
2012	27	故・原田 正純 (2012年逝去) 無実のゴビンダさんを支える会 小野寺 利孝 (弁護士)
2013	28	上畑 鉄之丞
2014	29	故・神 美知宏 (2014年逝去)、故・狩 雄二 (2014年逝去) 故・本多 良男 (2014年逝去) 高柳 友子
2015	30	全国過労死を考える家族の会 故・黒田 裕子(2014年逝去)
2016	31	特定非営利活動法人 北関東医療相談会 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 海老名香葉子
2017	32	出元 明美 全国盲訳ボランティアネットワーク



第33回

東京弁護士会人権賞 候補者推薦受付中



東京弁護士会とは

あなたにとって身近な弁護士会を目指しています
～基本的人権の擁護と社会正義の実現のために～

東京弁護士会は、1893年（明治26年）に設立された、創立120年以上の長い歴史を有し、約8,250人の弁護士会員数を誇る、日本最大規模の弁護士会です。

刑事弁護、子ども、高齢者、障がい者、女性、消費者、犯罪被害者、外国人、公害・環境など、あらゆる分野の人権問題に取り組むほか、市民のみなさんが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充しています。

また、人権擁護の観点から、適正な司法制度の実現、立法その他の施策が具体化するように声明や意見書を発表したり、法務省や裁判所とも協議したりしています。

自治組織として、弁護士や弁護士会の改革も積極的に進めています。



「東京弁護士会人権賞」とは

東京弁護士会は、1986年（昭和61年度）から、東京弁護士会人権賞（略称「東弁人権賞」）を制定し、人権擁護活動に尽力されてきた方々を毎年表彰してまいりましたが、この賞を制定した趣旨は次のようなところにあります。

戦後、日本国憲法のもとに基本的人権は生まれて育ってきました。しかし、人権が侵される事例はまだまだあとを絶ちません。社会の変化とともに人権の中味も変わっていきますし、新しい人権をも育てていかなければなりません。日本国憲法が謳っているように、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」（97条）です。このような「自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（12条）ものです。

人権は、多くの人々のたゆみない努力によって、擁護され発展し、定着していくものです。弁護士法第1条は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定め、人権の擁護を弁護士の責務としています。

東京弁護士会はこうした責務を自覚し、いまなお人権に対する侵害が存在し、人権の内容の空洞化などが指摘されているなかで、人権擁護活動に地道な努力をつみ重ねてこられた方々を表彰し、人権の発展、定着に寄与することが極めて意義のあることと考えております。

【第33回 東京弁護士会人権賞 候補者推薦のお願い】

東京弁護士会人権賞が発足してから本年度で第33回目を迎えます。この賞は、当会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。

地道に活動されている方々を表彰するために、皆様から多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます。（自薦他薦を問いませんが、他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください）

本賞の対象者は、次のような人権擁護活動をされた方々です。

- ① 人権侵害に対する救済活動－例えば、再審、冤罪事件の弁護活動等－
- ② 国際的な人権擁護活動
- ③ 人権にかかわる立法への貢献又は阻止の活動
- ④ 人権思想の確立のための研究、啓蒙活動
- ⑤ 公害・社会福祉の分野における人権活動
- ⑥ その他、新しい人権の確立のための活動



※推薦の締切りは、
2018年8月31日（金）です。

原則として東京都内に住所、事務所又は活動の本拠をおく方々を表彰の対象としておりますが、その活動が全国的又は国際的に広がりをもつ方々も表彰の対象に含まれます。

候補者の推薦は、東京弁護士会事務局総務課「人権賞係」（03-3581-2204）までご連絡ください。
推薦書類一式をご送付いたします。（推薦書類は、当会ホームページからもダウンロードできます）
※応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に受賞者を決定し、東京弁護士会の新年式（2019年1月11日）において表彰（副賞としてテミス像と100万円を贈呈）いたします。
なお、詳しくは、当会ホームページ <http://www.toben.or.jp/> をご参照ください。

東京弁護士会 会長 安井 規雄

出元 明美氏

1984年4月28日、第3子の計画分娩（陣痛誘発）で陣痛促進剤の不適切投与により子宮破裂となり、長女が脳性麻痺の重い障害を負い1歳8ヶ月で死亡した。分娩直後から陣痛促進剤に対する疑問を持ったが、当時、陣痛促進剤についての情報は殆どなかった。

そこで、自らの体験を新聞投稿により公表したり、また、それらがマスメディアで取り上げられたりすることにより、日本全国から連絡があり、陣痛促進剤による被害が多数発生していることを突き止めた。

1988年2月、陣痛促進剤の不適切な使用による悲惨な事故をなくし、安全なお産を実現させることをめざし「陣痛促進剤による被害を考える会」を発足させた。同会の代表として、産科医療

事故の被害者・被害者家族らから相談を受け、専門医による医学的分析の支援、訴訟面での支援などの被害救済の活動をしているだけでなく、被害事案・症例を収集し、分析、整理・集約している。それを厚生労働省に報告し改善を求めるとともに、会報やシンポジウムで社会に公表・注意喚起し、分娩時に投与される薬・陣痛促進剤について知ること、インフォームド・コンセントの重要性を説いている。

こうした活動により、陣痛促進剤の使用法、使用時の監視等について、添付文書の改訂を幾度となく実現させている。

このような地道な活動を、無償で30年間続けており、安全なお産に大きく寄与している。

全国音訳ボランティアネットワーク

2007年6月設立。全国に散在する音訳活動に携わる個人・団体のネットワークを構築し、視覚障害者への支援活動を行っている。

従前、音訳活動（必要とする人に声で文字情報を伝える活動）に携わる人たち（音訳者等）と音訳利用者のマッチングはそれぞれの生活圏内というごく狭い範囲の中で行わざるを得なかった。同団体が発足したことにより、音訳者も音訳利用者も、場所的・人的制約から解放され、これまでよりタイムリーで質の高い音訳を、必要とする視覚障害者や音訳者らの所在場所を問わずに提供することを可能とした。

また、同団体の設立以前では十分対応することが困難であった専門書・外国図書・まんが等の音訳ニーズへの対応可能性を大きく広げた。

障害者の多様なニーズに対応すべく、音訳者の活動の場をテキスト

化（文字を音声というアナログデータではなく、テキストというデジタルデータに変換して届けること）にまで広げる試みに積極的に取り組んできた。

旧来の「音訳」からすれば、基本的に肉声を一切使用しないテキスト化作業はもはや音訳ではないとの見方もある。しかし、障害者に寄り添い支援するという原点に忠実に、視覚障害者らのニーズを受入れ、これに応える活動方針を貫き、現在では、図書館等から蓄積したテキスト化のスキルを伝授する講師の派遣依頼が寄せられており、活動軸の一つとなっている。

法制度の進化も追い風としながら、地道な障害者支援を通じて、社会的弱者の権利を保護・保障するための活動を継続し発展させてきた。

